

次に前年度において所得を有しなかつた個人は、本年度において所得があつても市民税を課されないが、前年度において所得を有しておれば本年度は無所得であつても課税されることになります。また、生活保護法の規定により生活扶助を受ける者は市民税を課されないが、同じ生活保護法の規定による保護を受けている者であつても医療扶助助産、生業扶助、葬祭扶助を受けるにとどまるものは課税の対象となります。但し医療扶助者には一般納税者との均衡上条例第二十九条第三号で八月一日現在該当者で八月二十日まで申告した者に限り均等割二〇〇円を減額されることになります。2 次に掲げるものに対しては均等割額のみによつて課税する（法第二十九条第一項第二号）

（1）市内に事務所、事業所または家屋敷を有する個人で市内に住所を有しないもの

住所を有つていない個人でも例えば別荘等を持つてゐる場合にはそれだけ市から有形無形の利益を受けるわけであるから、市民がとにも払うべき会費ともいふべき均等割額だけはこれを納付することが負担分担の精神を充すわけであります。この場合には次に述べる法人の場合と同様所得の有無は関係ありません。

法人（準法人を含む以下同じ）が市内に事務所又は事業所を有した場合そのことによつて市から少なからず恩恵を受けるわけであり、応益的にないがしかの負担をすることが適當であるわけで、法人に対しても均等割額による市民税を課することとしたわけであります。所得割をかけないわけは法人は事業を行うために

作られた株主である個人の集合であるといふ考へのもとに、法人の所得に對し株主である個人の所得とは別個に所得割額による市民税を課するといふことは二重課税となると考へられるからであります。なお法人の場合にはその事務所、事業所ごとに課税されることになつております

第二、個人の市民税の非課税の範圍

地方税法第二百九十五条「市町村は不具者及び未成年者が独立の生計を営み且つ、前年において十万円をこえる資産所得又は事業所得を有した場合を除く」、寡婦（十八才以上の子女を有する場合又は前年において十万円をこえる所得を有した場合を除く）並びに同居の妻（夫が市町村民税の納税義務を負はない場合を除く）に對しては均等割額によつて課する市町村民税を課することが出来ない。

市町村は前条第一項第一号の者のうち、不具者及び未成年者（前年において資産所得または事業所得を有した場合を除く）並びに寡婦（十八才以上の子女を有する場合又は前年において十万円をこえる所得を有した場合を除く）に對しては所得税額等を課税標準として課する市町村民税を課することができない」

釈義

（一）不具者又は未成年者

不具者又は未成年者は生活能力において一般常人とは著しく不利な立場に置かれることが普通であるから市民税を課せられないが、これらの者でも後に述べるように前年において資産所得又は事業所得を有していた場合には所得割額による市民税を課せられ、また独立の

生計を営み、且つ、前年において十万円をこえる資産所得及び事業所得を有した場合には、均等割額による市民税を課税されます、思うにこれらの場合に於ては、不具者又は未成年者であつても相當の担税力を有しているものと認められるので成年者との權衡上ある程度の市民税を負担させる事が適當であると考へられるからであります。が、条例第二十九条に於ては「扶養親族」又は不具者に対し均等割三〇〇円を軽減しております。

ここで不具者とは所得税法第八条第三項に規定する不具廢疾者であり、其の範圍は所得税法施行規則第六条で細かく規定されておりますが、大體次の通りです。

おし、めくら、きちがい、いつも看護を要する人です。

扶養親族

扶養親族とは改正前の所得税法第八条第二項に規定する扶養親族をいうのであつて、納稅義務者の同居親族のうち配偶者及び十二月三十一日現在で年令十九才未満（昭和六年十二月二日以後に生れた人）若しくは六十一才以上（明治二十二年一月一日以前に生れた人）又は不具廢疾の者（命令で定める者を除く）をいいます。

資産所得とは次のものをいいます。

(イ) 利子所得

公債、社債及び預金の利子並びに合同運用信託の利益

(ロ) 配当所得

法人から受ける利益若しくは利息の配当または剰余金の分配

(ハ) 不動産所得

不動産、不動産の上に存する權利または船舶の貸付（地上権または永小作の設定その他他人をし

(二) 事業所得
商業、工業、水産業、医
業、著述業、その他の
事業から生ずる所得
(2) 寡婦
戦死者の未亡人等に対し
ては特別の考慮の結果、
市民税を課さないことと
しているが、寡婦でも満
十八才以上の子女を有す
場合、または前年に於
て十万円をこえる所得が
あつた場合には課税され
る、思うに満十八才以上
であれば完全な活動能力
があるわけで、未亡人で
も満十八才以上の子女が
あり、また前年十万円を
超ゆる所得があつた者な
らば底分の負担を負わさ
すことが適當であるから
である。

(3) 同居の妻
前年において所得のあつ
た個人はすべて均等割額
及び所得割額による市民
税を納めるのが建前であ
るが夫と同居する妻につ
いてはその夫が市民税の
納税義務者である場合に
は妻の納付すべき均等割
額のみは免除することに
なつています。しかしこ
の均等割額は市が住民に
対するサービスに対する
対価的要素の強いもので
あるから、同居の妻でも
その夫が前年の所得を有
しなかつた等で市民税を
負担しない場合には課税
される。

所得割額による市民
税を課税しない者
(法第二九五条第二
項)
(1) 市内に住所を有す
る個人のうち不具者及び
未成年者
不具者及び未成年者でも
前年に於て資産所得また
は事業所得を有した場合
には課税される。
(2) 寡婦
寡婦でも満十八才以上の
子女を有する場合又は前

(1) 国及び都道府県、特別市、市町村、特別区これらの組合財産区 (2) 日本専売公社 (3) 日本国有鉄道 (4) 連合国軍人等住宅公社 (5) 土地改良区、及び同連合、普通水利組合及び同連合等 (6) 学校法人、私立学校法第六十四条の規定により設立した法人及び宗教法人 (7) 法人たる労働組合及び法人たる国家公務員組合、その他の団体	第四、民法第三十四条の法人 第五、政治資金規正法 第六、条例第二十五条の市民税納税義務者の申告義務	第七、市内に住所を有する納税義務者は八月一日現在に限り同月二十日まで左に掲げる事項を市長に申告しなければならない。 第八、住所、氏名及び年令
--	--	--

(不具者又は寡婦の場合はその旨)
一、前年における総所得金額及びその種類別所得金額並びに所得税額、前年十二月三十一日現在における扶養親族及び不具者の氏名及び年令
二、前号の扶養親族及び不具者が前年において所得を有した場合はその所得の種類及び金額であるときは、その税額徴収された所得税額が徴収の時期、徴収地及び徴収者の氏名又は名称(徴収者が二以上あるときは各徴収者についてこれらの事項)、其の他課税に必要な事項
三、内に住所を有しない内住所、事務所、事業所又は屋敷を有する個人、又市内に事務所、事業所を有する法人(法人でない社団又は財団で代表者しくは管理人のある者を含む)は八月一日現在同月二十日まで左に掲げる事項を市長に申告しなければならぬ。
住所、氏名又は名称(法人等は住所、名称及び代表者又は管理人の氏名)
事務所、事業所又は家屋敷の所在地
市内に二以上の事務所又は事業所を有する場合はその数及び所在地
第二節 固定資産 税関係
一、固定資産税の特質
課税団体
来、地租及び家屋税は道府県で本税を課し市村でこれに附加税を課していたのでありました、今度の改正により全市町村の財源とし原則として固定資産所在地の町村で課税することにしました。
国の税制改正の大きな

らいが冒頭、地方税改定の基本方針(2)の(イ)で述べましたとおり国税と道府県税、市町村税の体系的分離独立—する—とであり、市町村の税特に強化充実すること重点を置き、その方法として有力なる人税である市町村民税の外、有力な物税である固定資産税もまた全額市町村に与えられることとなつたのであります。不動産課税税源も地域によつて偏することが比較的少く、税技術の面からみても較的運用が容易であるため諸外国の例に見ても統一的に地方団体の有力財源となつておるわけです。
 お地租及び家屋税については土地台帳及び家屋帳の管理、課税標準の決定は国の所管とするものでありますが、固定資産税の創設に伴い課税標準である時価の決定主要な事務が市町村に移されることになり、土地の地積及び家屋床面積だけがそれが登記と密接な関係がある並びに土地及び家屋の基本的な財産であるため国で一元的に管理することが望ましい点が考へられたのであります。
 課税物件
 家屋税では土地、家屋が課税の対象でありましたが固定資産税は土地の家屋の外、家屋以外の形成減価償却資産をも課税の対象としています。
 後記固定資産税の課税体等参照)
 課税標準
 固定資産の課税標準は固定資産の時価であります。来の地租、家屋税の課税標準は土地、家屋の賃価格でありましたが、近きには、課税標準を賃

(一)見
価格は、多くの疑問があり
定した。今回この点につ
明確な解答があたえら
れることになりましたた
ただ問題となるのは第
二の固定資産の評価決定
あります。それで昭和
十五年及び二十六年と
当初分に限り土地及び
屋の定め方には次の特
が設けられて居ります
農地以外の土地及び
価格の定め方
昭和二十五年四月一日現
在の台帳貸賃価格(賃貸
の土地または家屋にあつて
品位及び状況の類似す
る土地又は家屋の賃貸価
格に比準して市町村長が
評定した賃貸賃価格)
をもちてその額をもつてそ
の価格とするのでありま
す。(法第四二条)

(二)農地
農地についてはその公定
の価格(含帳賃賃価格の田
四十倍、畑は四十八倍
ある。)に二十二・五の
調整係数を乗じて得た
かその価格となります
第四二三条第一項)従
て田の価格は昭和二十
四年四月一日現在の台帳
賃賃価格の九百倍、畑の
価格は同じく千八十倍と
するわけです。

(三)償却資産の価格
昭和二十五年及び昭和
十六年度に限り償却資
産の特例があります。
昭和二十六年年度の分
第三期までの分は仮
定の形式をとること
のようですが、この場合
償却資産の価格は左の
割合に掲げる額のうちい
う額をも下らない額
によつて仮決定すること
になります。(法第四一
第二項)

(四)帳簿価格
資産再評価法の規
による再評価額
再評価を行わない
にあつては所有者の

見
(一)
額は、
第二
固定
土
塩田
林、
土
1
4二
す
次
同
三
四
2
3
賞
屋
の減
額
人税
定に
金
れ
資
税を
所有
い
漁業
の無
外
税、
次
の(一)
装
家
(二)
さ

[illegible]

(一) 非課税の範囲

その他土地に定着する土木設備
機械及び装置（コア、ホイスト起重機搬送設備を含む）
船舶
車輛及び運搬具
工具、器具及び備

（二）日本放送協会

（三）日本専売公社

（四）日本国有鉄道

（五）連合国軍人等住宅

（六）日本放送協会

（七）非課税の固定資産

（八）各号に掲げる固定資産は固定資産税を課すことができる（但し（十）の固定資産を有料で受けて次の各号に掲げる目的に使用しているに於ては其固定資産所有者が納税義務を負う者）（法第三四八条第二項）

（九）これらの固定資産が目的以外の目的に使われている場合にはも課税されます（法四八条第三項）

（十）国並びに都道府県市、特別区、これら合及び財産区が公用は公共の用に供する資産

（十一）宗教法人がその用する家屋及びその境または構内地

（十二）墓地

（十三）公共用道路、運河及び水道用地

（十四）公共の用に供する水路、溜池、堤とう井溝

（十五）保安林

（四頁へ続く）

めたつて不時に多額の金

付ける財源確立のため敢えて御高配を仰ぐ次第であります。

最後に御参考までに、新税制による市民各位の税負担状況を所得税と市民税について昭和二十四年度昭和二十五年度別に比較表を掲げておきますので御覧下さい。

（税務課）

登録資格

協力願います。

なお、名簿に登録される資格者は次の方々であります。

（一）この九月十五日現在で本市に三カ月以上お住いの方。（本年六月十六日以前から引続いて本市にお住いの方。）

（二）この十二月二十日現在で満二十才になる方（昭和五年十二月二十一日以前に生れた方。）

市選挙管理委員会――

海区漁業調整
 委員当選者き
 まる
 八月十五日、海区漁業調整委員会の漁民委員選挙が行われたが、相模海区における候補者及びその得票数は次の通りとあります。
 杉崎甚太郎(当)八三二
 浜田万四郎(当)六九四
 小島徳藏(当)六九四
 二見毅一郎(当)六六三
 中村俊雄(当)六四〇
 谷川寺之助(当)五七三
 後藤喜敏(当)五三一
 加藤貞吉 五二九
 高橋文次 四九二
 本市における投票率は、選挙当日の有権者一〇六名中、一〇三二名が投票し、九六・五%の好成績を示した。
 市選挙管理委員会

お願いいたします。
(無務果)

八月二十日より来る八月十三日まで、第九回赤川県復興宝くじを発売しておりますが、皆々の御協力によりまして、その成果を収めつては、八月二十一日お五号の本紙上において、抽せん会を小田原に於て実施する余定事をお知らせ致しておりましたが、今度その抽せん会場が左記の通り決まりましたのでお知らせします。

記
実施年月日 九月十日
時間 午前十時の予

場所 小田原市
オリオン座

奈川県復興のため皆様の御協力をお願いいたします。
(庶務課)

会場について

海区漁業調整委員当選者きまる

去る八月十五日、海区漁業調整委員会の漁民委員の選挙が行われたが、相模海区における候補者及びその得票数は次の通りであります。

杉崎甚太郎(当)八三二
浜田万四郎(当)六九四
小島徳藏(当)六九四
二見毅一郎(当)六六三
中村俊雄(当)六四〇
谷川寺之助(当)五七三
後藤喜敏(当)五三一
加藤貞吉 五二九
高橋文次 四九二

本市における投票率は、選挙当日の有権者一〇六九名中、一〇三二名が投票し、九六・五%の好成績を示した。

(市選挙管理委員会)